

再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

※この公募は、令和４年度９月補正予算の成立を前提に募集の手続きを行う
ものです。

令和４年９月

津山市

再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務

企画提案実施要領

本公募型プロポーザルは、令和４年度９月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、令和４年度９月補正予算の成立を前提に行う行為であり、本業務委託における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和４年１０月下旬に契約を行うこととなります。

したがって、本業務委託における予算の不成立となった場合には、本公募型プロポーザルは中止となり、この場合、企画提案者が本公募型プロポーザルのために要したすべての費用については、津山市に請求することはできず、企画提案者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務の概要

(1) ①件名

再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務

②業務目的・内容

本市における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討することを目的として、「再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）」を実施する。

詳細は、別添「再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務仕様書」のとおり。

③期間

契約日から令和５年３月２４日（金）まで

④提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

金 ７，３４７千円（消費税及び地方消費税の税率を１０％として計算した税込金額）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式４）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

2. 実施形式

公募型プロポーザル

【主催及び事務局】

主催者 津山市

事務局 津山市役所 環境福祉部 環境生活課 低炭素都市推進係（担当：奥田・前田）

所在地：〒７０８－８５０１ 岡山県津山市山北５２０（本庁舎５階）

電話：０８６８－３２－２０５１ E-mail：kankyou@city.tsuyama.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年施行令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。
- （２） 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和２年津山市告示第２号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。
- （３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４） 津山市暴力団排除条例（平成２３年津山市条例第２１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同上第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （５） 参加申込書提出の時点において、国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- （６） 岡山県内に本社若しくは支社（支店、営業所、事務所等を含む）を有している企業であること。（共同企業体による参加の場合は、構成する全ての事業者が左記条件を満たす。）
- （７） 令和２年４月１日以降に、「再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務委託」又は同様の業務委託を地方自治体等から受託し、それらの業務を完了した実績があること。（共同企業体による参加の場合は、構成する全ての事業者が左記条件を満たす。）

※（１）～（４）の基準日は、募開始の日から結果通知の日までとする。

4. スケジュール

令和４年 ９月 １日（木）：公募開始（市ホームページ）

令和４年 ９月 ７日（水）午後５時：質問提出締切

令和４年 ９月 ９日（金）（※予定）：質問への回答（市ホームページ）

令和４年 ９月 １５日（木）午後５時：一次審査（参加資格）申込み締切

令和４年 ９月 ２１日（水）（※予定）：一次審査結果について E メール送信及び郵送

※令和４年９月補正予算 議決予定日

令和４年 １０月 ３日（月）午後５時：企画提案書等の提出締切

令和４年 １０月 １２日（水）（※予定）：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施

令和４年 １０月 ２０日（木）（※予定）：二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）結果通知送付

令和４年 １０月下旬：業務委託契約締結

5. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書兼誓約書（様式1）
3	共同企業体届出書兼委任状（様式2）
4	委任状（様式3）
5	企画提案事業者会社概要（様式4）
6	類似業務受託実績記載書（様式5）
7	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式6）
8	企画提案書（様式7）
9	提案価格書（様式8）
10	業務協力契約予定書（様式9）
11	質問書（様式10）
12	辞退届（様式11）
13	プロポーザル審査基準（別紙1）
14	提案書記載項目及び評価のポイント（別紙2）
15	再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務仕様書

6. 質疑・回答

- (1) 提出方法 「質問書（様式10）」により E メールで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。E メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和4年9月7日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 環境福祉部環境生活課の E メールアドレス
E メールアドレス : kankyou@city.tsuyama.lg.jp
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
- (5) 回答日時 令和4年9月9日（金）予定

7. 一次審査（参加資格）申込み

- （１）提出書類 本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書兼誓約書（様式１）	必須	１部
2	共同企業体届出書兼委任状（様式２） （※共同企業体による申請の場合は必須）	必要に応じて	１部
3	委任状（様式３） （※支店等にプロポーザルに係る委任をする場合は必須）	必要に応じて	１部
4	企画提案事業者会社概要（様式４）	必須	１部
5	類似業務受託実績記載書（様式５）	必須	１部
6	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式６）	必須	１部
7	申請者の国税の納税証明書	必須	１部
8	申請者の岡山県税等の完納証明書	岡山県に課税がある場合のみ	１部
9	申請者の津山市税等の完納証明書	津山市に課税がある場合のみ	１部
10	申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税等の完納証明書	他市町村に課税がある場合のみ	１部
11	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	１部
12	印鑑証明書	必須	１部
13	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	１部

※ 7～10は申請日から３ヶ月以内に発行されたもの

※ 共同企業体による参加の場合は、3～13を構成事業者ごとに作成し提出すること

- （２）提出方法 提出書類を環境福祉部環境生活課へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。
なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。

- （３）提出期限 令和４年９月１５日（木）午後５時必着

- （４）審査結果 令和４年９月２１日（水）（予定）で審査結果をＥメール及び郵送にて通知する。

8. 二次審査（企画提案書の提出）

（１）提案書の内容

別添の「再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務仕様書」、「プロポーザル審査基準（別紙１）」及び「提案書記載項目及び評価のポイント（別紙２）」を参照の上、実施や分析に当たっての具体的な手法等を提案すること。

（２）提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書 表紙：「企画提案書（様式７）」１部のみ押印 本編：任意様式 ７部	必須	７部
2	企画提案書に関係する参考資料 （※任意の書式で【参考】と明示）	任意	７部
3	これまでに携わった同様の事業に関する資料	任意	７部
4	提案価格書（様式８）	必須	１部
5	業務協力契約予定書（様式９） （※業務の一部を申請者以外の者に一部委託する場合は必須）	任意	１部

※本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

（３）提出期限

令和４年１０月３日（月）午後５時まで

9. 二次審査（プレゼンテーション）

実施日 令和４年１０月１２日（水）（予定）

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと

②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 １５分

質疑 １５分

※上記の時間には、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間は含みません。

出席者 二次審査（プレゼンテーション）に出席する者は、最大５名までとする。

機器等 二次審査（プレゼンテーション）を行うにあたり、以下の機器は、本市にて準備する。

説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

①プロジェクター

②スクリーン

③プロジェクター用コード

10. 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「再生可能エネルギー導入可能性調査等調査業務委託事業者選定委員会（以下、審査委員会）」が「プロポーザル審査基準（別紙1）」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

(2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者には、市と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合、次順位候補者と協議を行うことがある。

(3) 審査結果に対する異議申立て

審査結果に対するいかなる異議も申し立てることはできない。ただし、優先交渉権者として決定されなかった企画提案者は、通知を受けてから7日以内にその理由（審査委員の選考方法、各審査委員の採点等を除く。）について、文書の提出により一度に限り説明を求めることができる。

文書の提出に対して市は、文書により回答を行うこととする。

(4) 受託事業者

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(5) プロポーザルの中止

次の場合は、本プロポーザルを中止とする。この場合、企画提案者が本プロポーザルのために要したすべての費用については、津山市に請求することはできず、企画提案者の負担とする。

①応募事業者がなかった場合。

②気象災害等やむを得ないの事態により、主催者が本プロポーザルの実施が困難と判断した場合。

③令和4年9月補正予算が非成立となった場合。

11. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等、本プロポーザルの参加にかかる一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は、本プロポーザルが中止となった場合を除き、返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの実施において必要な場合に限り、提出された企画提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

②優先交渉権者となった事業者の企画提案書等の著作権は、市に提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

③企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本の法律に基づいて保護される第3者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

（４）本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作権と異なる場合には著作権者人格権を著作権者に行使させないものとする。

（５）企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

（６）参加申込を行った後に、申請者の都合により参加を辞退する場合は、「辞退届（様式11）」を提出するものとする。

（７）参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（８）審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

①優先交渉権者名（優先交渉権者以外の者は仮名で公表する。）

②評価順位（優先交渉権者以外の者は仮名で公表する。）

③評価点（点数については、合計点を公表する。）

（９）次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募

② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募

③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

④ 2通以上の書類提出がなされた応募

⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募

⑥ 提案上限額を超えた見積の応募

⑦ 正当な理由なく、二次審査（プレゼンテーション）を欠席した場合

⑧ 一定水準（60％）以上の評価点を得ることができない提案を行った場合

⑨ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑩ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募